

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「処分庁」という。）が令和6年●月●日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第24条の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人●●●●●●●● ●●●●●●（以下「請求人」という。）が同年7月29日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

- 1 処分庁は、令和●年●月●日付け特別児童扶養手当認定診断書（腎、肝疾患、糖尿病の障害用）（以下「本件診断書」という。）により、請求人が監護する児童である●●●●●●（以下「本件児童」という。）がインスリン療法の自己管理が可能であると判断し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当しなくなったとして、本件処分を行った。
- 2 しかしながら、本件児童は、日常生活においてインスリン療法の自己管理能力が未熟なため、●●●●●●●●●●●●●●●●により入院、加療が必要となり、急性代謝障害である重篤な糖尿病の合併症に陥ったことなどから、本件処分は、政令別表第3における障害の認定規定に違反している。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法令等の規定

ア 特別児童扶養手当の支給について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第3条第1項によると、特別児童扶養手当（以下「手当」という。）は、障害児の父又は母がその障害児を監護するときは、その父又は母に対し支給することと規定されており、障害児とは、法第2条第1項において、20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程

度の障害の状態にある者と規定されている。また、法第2条第5項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級と規定し、各級の障害の状態は、政令で定めるとされている。

イ 手当の支給要件及び認定基準等について

法第39条の2によると、手当の支給に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第1項の規定に基づく処理基準として、厚生労働省が局長通知を示している。「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）」においては、別紙に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領（以下「障害の認定要領」という。）」が示されており、別添1には「特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「障害程度認定基準」という。）」が、別添2には特別児童扶養手当認定診断書の様式がそれぞれ示されている。

法第2条第5項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、政令第1条第3項において、別表第3に定めるとおりと規定されており、さらに障害の認定要領及び障害程度認定基準において政令に該当する障害の程度の個別基準が定められている。

本件審査請求に係る代謝疾患の障害の程度を2級とする障害の状態は、次のとおりとされている。

(7) 政令別表第3 2級15号

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(4) 障害の認定要領 2(3)イ

政令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(6) 障害程度認定基準 第14節／代謝疾患

a 認定基準

障害の程度	障害の状態
1級	略

2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
----	--

代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が（略）日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

b 認定要領

- (a) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。
- (b) 糖尿病は、血糖が治療、一般生活状態の規制等によりコントロールされている場合には認定の対象とならない。

但し、インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。

- (イ) 特別児童扶養手当に関する疑義について（平成28年6月15日障企発第0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「課長通知」という。）別紙 第五 障害認定関係

（問4）

インスリン療法の診断書の自己管理状況において、いずれか1つが「全部介助」の場合は自己管理ができない場合に相当すると考えられるが、「一部介助」となっている場合は「インスリン療法の自己管理ができない場合」に該当するとしてよいか。

（答）

診断書のインスリン療法の自己管理状況において、「一部介助」という診断がされた場合は、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理の状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とする。

ウ 手当の認定手続について

- (7) 法第5条の規定によると、受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、知事の認定を受けなければならないこととされている。
- (4) 障害の認定要領2(3)では、内科的疾患に基づく障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活

の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととされている。また、障害程度認定基準第14節2(2)において、糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定されることとされている。

- (ウ) 障害の認定要領2(4)では、障害の認定は、診断書等によって行うこととされており、診断書等のみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで認定することとされている。
- (エ) 障害の認定要領3(1)では、都道府県等においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（以下「判定医」という。）を置くこととされている。
- (オ) 障害の認定要領2(5)イでは、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととされている。
- (カ) 省令第24条の規定によると、都道府県知事は、受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付しなければならないとされている。
- (キ) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項本文では、行政庁は、不利益処分をする場合は、その名あて人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならないこと、また、同条第3項では、当該処分を書面でするときは、当該処分の理由を書面により示されなければならない旨を規定している。

(2) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 本件児童に係る障害の認定について

- (7) 前記(1)イ(7)、(4)、(ウ) a のとおり、政令別表第3、障害の認定要領及び障害程度認定基準に、障害の程度を2級とする障害の状態は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と規定され、当該程度とは、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの等とされている。

本件診断書には、「現症時の日常生活活動能力」として「日常生活に支障はない」旨の記載があり、一般状態区分表の欄は「I 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの」が選択されている。

以上のことから、本件児童が障害の程度を2級とする障害の状態には該当しないとの処分庁の判断は首肯できる。

- (8) 障害程度認定基準では、前記(1)イ(ウ) b (a) のとおり糖尿病による障害の

程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定することとされているが、本件児童に合併症はなく、インスリン療法により治療を行っていること、「現症時の日常生活活動能力」において、日常生活に支障はないとされていること、「インスリン療法の自己管理状況」において、インスリン注射の施行及び血糖値測定は自己管理が可能であると診断されていること等が本件診断書において確認できる。

- (ウ) インスリン療法の自己管理状況については前記(1)イ(ウ) b (b) のとおり「糖尿病は、血糖が治療、一般生活状態の規制等によりコントロールされている場合には認定の対象とならない。但し、インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。」とあり、前記(1)イ(ウ) のとおり課長通知問4の答によれば「診断書のインスリン療法の自己管理状況において「一部介助」という診断がされた場合は、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理の状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とする」とされている。

本件診断書では「インスリン量の管理等」が一部介助となっているが、本件児童が●●糖尿病のため初めて医師の診断を受けた日は●●●年●月●日であることから、本件児童は5年近くインスリン療法を経験していること、及び本件診断書において現症時の日常生活活動能力はインスリン注射で血糖コントロールされており、日常生活に支障はないと診断されていることが認められる。

また、障害の認定に当たっては、「インスリン量の管理等」の一部介助が必要な理由も含めて本件診断書の記載内容を総合的に考慮した上で、判定医が障害の程度を非該当と判定していること、及び処分庁は当該判定結果をもとに本件処分を行っていることが認められる。なお、本件児童は本件診断書作成時点で●歳●か月であり、本件診断書には、知的発達の遅れに関する記載が認められないこと等から、本件児童がインスリン療法の自己管理ができる状況であるとした処分庁の判断は首肯できる。

- (エ) 以上により、本件児童の障害の程度が法第2条第5項、政令第1条第3項及び政令別表第3に定める障害の程度2級の障害の状態に該当しないとされた処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 手当の認定手続について

- (1) 障害程度の認定手続について

処分庁は本件児童が、政令別表第3に定める障害の状態にある者かどうかを判定するため、請求人から再認定請求があった際、障害の認定要領2(4)に基づき、本件診断書により認定を行っていることが弁明書及び弁明書添付資料により確認できる。

また、障害の認定要領2(3)及び障害程度認定基準第14節2(2)の規定により本件診断書の記載内容を総合的に考慮して、障害の認定要領3(1)により県に置かれた判定医が判定を行い、処分庁はその結果を踏まえて本件処分を実施していることが弁明書、弁明書添付資料及び令和●年●月●日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により確認できる。

なお、本件診断書の各項目において記入漏れ等は確認できず、判定医の判定においても本件診断書のみでは認定困難とする内容は確認できないことから処分庁が本件診断書のみで判定した点について違法又は不当な点は認められない。

(ii) 手当の資格喪失通知について

処分庁は、請求人に受給資格がないと判明した際、省令第24条及び行政手続法第14条第1項の規定により請求人へ本件処分通知書及び処分理由を記した書面を送付していることが、弁明書添付書類により確認できる。

以上により、処分庁は法令等に規定された手続のとおり本件処分を行っていることから、本件処分の手続に違法又は不当な点は認められない。

第4 審査庁の判断

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年12月6日 審査庁から諮問書（令和6年12月6日付けこ家第456号）
を受理

令和7年2月3日 諮問事案の概要説明及び審議（第23回富山県行政不服審査会）

令和7年3月7日 審議（第24回富山県行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続については、特段違法又は不当と認められる点
はうかがわれない。

2 法令等の規定

第3の2の(1)のとおり

3 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件児童に係る障害の認定について

判定医が障害の程度を非該当と判定していることを裏付ける資料が諮問時

に提出されていなかったため、当審査会から審査庁を通して処分庁に対し、追加資料として本件処分に係る判定医の判定の内容を記録した資料の提出を求めたところ、令和●年●月●日付けで本件児童が政令別表第3に係る障害児には該当しないと判定医が認める旨が記載された処分庁が定める様式による書面の提出があった。第3の2の(2)のア及びこの追加資料のとおり、処分庁は、法令等の規定に従って判定し、本件処分を行っており、処分庁のこの判断に裁量の逸脱や濫用は見当たらず、違法又は不当な点はないものといえる。

(2) 手当の認定手続について

第3の2の(2)のイのとおり、処分庁は、法令等の規定に従って本件処分を行っており、本件処分に違法又は不当な点はないものといえる。

(3) 以上に述べたところからすれば、処分庁が行った本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求には理由がなく、これを棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

5 付言

処分庁の特別児童扶養手当資格喪失処分に係る手続について

処分庁は、本件処分の過程において、判定医と口頭でのやり取りで判定の結果を聞き取った内容をもって処分をしているが、このとき判定医から聞き取った内容を記録しておかなければ、どのような事実に基づき非該当と判定するに至ったのか証明することができない。

他の行政庁においては、判定医から判定の結果及びその理由を書面等の記録に残るような方法で取り受ける旨を要綱等で定めているところもあることから、処分庁としては、こうした他の行政庁の取扱いも参考にしつつ、より適正な事務執行の方法を検討することが望ましい。

また、処分庁は、本件処分の過程において、本件診断書の記載事項の空欄部分について、診断書を作成した医師に確認等は行っていない。今後はこのようなことがないように、十分に診断書の内容を確認し、事務を行うことが望ましい。

富山県行政不服審査会

委員（会長）	竹地	潔
委員	伊藤	嘉規
委員	彼谷	環
委員	橋爪	健一郎
委員	渡部	朗子